

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について

令和2年4月17日

福井県

## 要 請 書

福井県の産業労働行政につきましては、平素より格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況であり、本県では、4月14日に、福井県緊急事態宣言を決定し、不要不急の外出や会合・会食の自粛、職場における感染防止対策の徹底を要請させていただきました。

県民一人ひとりが、自らの行動を今一度見直し、新型コロナウイルスを「うつさない・うつらない」よう行動することが極めて重要です。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けてご理解をいただき、下記の事項について、重ねて、傘下団体および事業主の皆様に対して周知啓発をお願いいたします。

### 記

- 1 事業主におかれては、感染拡大のリスク低減に向け、職場における計画的在宅勤務(テレワーク)を促進するとともに、出勤する場合においても、時差出勤や自転車通勤など人との接触を極力低減する取組みへのご協力をお願いします。
- 2 職場においては、社員・職員に対する出勤時の検温、発熱等の症状がみられる社員・職員の出勤自粛、手洗いの励行、マスクの着用、近距離の会話の回避、換気の徹底、テレビ会議の活用など、感染防止対策に、特段のご配慮をお願いします。  
特に喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密(密閉空間、密集場所、密接場面)回避の徹底に、特段のご配慮をお願いします。

- 3 店舗等の事業者におかれては、人が集まらないような工夫(整理券の配布、テイクアウトの実施など)や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止策を徹底することに、特段のご配慮をお願いします。
- 4 緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来を自粛することに、特段のご配慮をお願いします。  
福井に来られる方に対しては、感染防止対策の周知と徹底をお願いします。来県された方には、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようご依頼をお願いします。
- 5 「県民行動指針」チェックリスト(事業者向け)を参考に、各事業者において作成し、実践することに、特段のご配慮をお願いします。
- 6 社員・職員において感染者が発生した場合を想定し、事業所・店舗等の休業や消毒作業、接触者の自宅待機など具体的な対策の検討に、特段のご配慮をお願いします。
- 7 感染者だけでなく、濃厚接触者が勤務する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染防止対策にご協力をお願いします。

令和2年4月17日

福井県経済団体連合会会長  
伊 東 忠 昭 様

福 井 県 知 事            杉 本 達 治